

● 国立研究開発法人情報通信研究機構民間基盤型評価委員会規程

(平成18年3月28日 05規程第44号)

改正 平成19年4月10日 07規程第7号

改正 平成21年3月3日 08規程第50号

改正 平成23年3月29日 10規程第42号

改正 平成28年3月29日 15規程第83号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人情報通信研究機構委託研究規程（平成16年4月1日04規程第73号。以下「委託研究規程」という。）第4条第1項の規定により機構に設置する民間基盤型評価委員会（以下「委員会」という。）の任務及び組織その他の必要な事項について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、委託研究規程第2条第3項に規定する民間基盤型委託研究（以下「委託研究」という。）について、その研究の内容、受託希望者からの提案内容、研究成果等について評価し、その結果を機構に報告することを任務とする。

(評価の時期及び対象)

第3条 委員会は、原則として、委託研究に係る評価を、受託希望者からの提案時、研究開発期間中及び研究開発終了後に行うこととし、評価の対象は、それぞれ次の各号のとおりとする。ただし、研究開発期間が2年以下の研究開発課題については、原則として研究開発期間中の評価は行わないこととする。

- 1 受託希望者からの提案時の評価 受託希望者からの提案内容に基づき基盤技術性、事業化計画・体制等について評価を行う。
- 2 研究開発期間中の評価 現在行っている研究開発の次の研究開発段階に移るために必要な目的の達成度等について評価を行う。
- 3 研究開発終了後の評価 研究目標の達成状況、実用化への道筋の確立状況等について評価を行う。

(組織)

第4条 委員会は、委員13人以上をもって組織する。

二 委員は、研究開発に関し優れた識見と経験を有する外部の者から理事長が委嘱する。

三 委員の任期は、委嘱の日から原則2年とし、再任を妨げない。

四 前項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めるときには、別に任期を定めることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

二 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

三 委員長は、委員の中から委員長代理を指名する。

四 委員長代理は、委員長に事故等ある場合に、その職務を代理する。

(専門委員)

第6条 専門的な事項を評価するため必要があると認めるときは、委員会に専門委員を置くことができる。専門委員は、委員長の求めにより、委員会に出席し、意見を述べる。

二 専門委員は、研究開発に関し優れた識見と経験を有する外部の者から理事長が委嘱する。

三 専門委員の任期は、委嘱の日から原則2年とし、再任を妨げない。

(運営)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

二 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

三 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

四 緊急に審議する必要がある場合など委員長が妥当と判断したときは、委員会を招集せず議案の持ち回りにより審議することができる。

(委員等の制限)

第8条 委員又は専門委員（以下「委員等」という。）が、研究開発課題に係る受託を希望する場合又は受託した場合には、当該研究開発課題に関する評価に加わることができない。

(利害関係者)

第8条の2 研究開発課題に関する評価に当たっては、公正で透明な評価を行う観点から、委員等は、当該研究開発課題に係る被評価者の利害関係者であるときは、当該研究開発課題に関する評価に加わってはならない。ただし、委員会が当該利害関係者たる委員等が評価に加わることにについて正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

二 前項の利害関係者の範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

- 1 被評価者（企業等においては役員、研究代表者及び研究分担者をいう。）と親族関係にある者（配偶者、配偶者であった者、四親等内の血族、三親等内の姻族及び同居の親族をいう。）
- 2 被評価者と大学、研究所等の研究機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業（連結決算の対象となる関係会社を含む。）に所属している者
- 3 当該研究開発課題において、被評価者の研究分担者又は共同研究者となっている者
- 4 当該研究開発課題において、被評価者と直接的な競争関係にある者
- 5 被評価者との間で、出資（株式、新株予約権又は新株予約権付社債の引受による資金の提供）等金銭的な関係にある者
- 6 その他機構が利害関係者と判断した者
（守秘義務等）

第9条 委員会の運営を公正に保つため、議事は非公開とする。

二 委員等は、任期中に知り得た秘密について、当該任期中はもとより、当該任期終了後においても、守秘義務を負うものとする。

（庶務）

第10条 委員会の庶務は、デプロイメント推進部門事業・技術研究振興室において処理する。

（その他）

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

二 この規程によりがたいと特に理事長が認めた場合には、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月10日）

この規程は、平成19年4月10日から施行する。

附 則（平成21年3月3日）

この規程は、平成21年3月3日から施行する。

附 則（平成23年3月29日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

